

様式 4 規制の事前評価に係る政策評価の結果の政策への反映状況

- ・ 加圧防排煙設備に係る技術上の基準
- ・ 個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正
- ・ 大規模地震に対応した避難誘導システムの義務付け
- ・ 小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準
- ・ 休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等
- ・ 電気通信主任技術者の配置要件の見直し
- ・ 居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準
- ・ 危険物物質の類の変更
- ・ 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について
- ・ 電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備
- ・ 電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備
- ・ デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化

平成21年度 規制の事前評価に係る政策評価の結果の政策への反映状況

政策の名称	加圧防排煙設備に係る技術上の基準	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 従前の排煙設備に代えて加圧防排煙設備の設置を可能とするため、消防隊の安全性を十分確保しつつ、加圧防排煙設備に係る求められる性能・構造を新たに定める。</p> <p>【内容】 加圧防排煙設備について、技術上の基準を整備するために、省令及び告示を制定する。</p> <p>【必要性】 規制改革推進のための3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)においては「加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討する」とされており、性能規定化が要請されている。</p> <p>また、一定面積ごとに防煙区画を設けることとされている現行の排煙設備の設置基準は、一部の建築物においては、設計上の制約ともなっていたほか、設備等設置維持計画について総務大臣の認定を受け消防法(昭和23年第186号)第17条第3項に規定する特殊消防用設備等として、近年加圧防排煙設備を設置する例が見られており、一定の知見の蓄積がみられているため、性能規定として加圧防排煙設備に係る設置維持に関する技術上の基準を定める必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行令第29条の4第1項
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	特になし	—
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 排煙設備の設置者は、従来の排煙設備においては、一定面積ごとにたれ壁等によって区画された防煙区画を設けることとされていたが、加圧防排煙設備を設ける場合には防煙区画の面積の制限がないため、たれ壁等の設置が不要となることから、自由なレイアウトが可能となる。</p>	—
	<p>【行政便益】 特になし</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、排煙設備の設置者に新たにコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、設置者にとっては、たれ壁等による防煙区画を設ける必要がなく、自由なレイアウトを行うことができるという点で、メリットがあると考えられること、従来の排煙設備と消火活動支援性能も同等であることより、防火対象物の利用者にとってもデメリットがないことから、本改正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当であると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成21年総務省令第88号)及び加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成21年消防庁告示第16号)が、平成21年9月15日に公布された。</p>	

政策の名称	個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準改正	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 平成20年10月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえ、同様の被害を防止する観点から、個室ビデオ店等に係る消防用設備等の基準を改正する。</p> <p>【内容】 ア 個室ビデオ店等に掲げる防火対象物の個室その他これに類する施設に煙感知器の設置を義務付ける。 イ 個室ビデオ店等のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する店舗について、当該サービスの提供中であっても、自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備の警報音が聞き取れるように措置することを義務付ける。 ウ 個室ビデオ店等に設置する受信機に再鳴動機能を義務付ける。 エ 個室ビデオ店等に設ける通路誘導灯にあつては、廊下及び通路の床面又はその直近の避難上有効な場所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りではない。</p> <p>【必要性】 個室ビデオ店等はその構造や利用形態等から、火災による煙・熱が内部で急激に滞留しやすく、利用客が周囲の状況に気づきにくく、また、潜在的に逃げ遅れによる人命危険性が大きいと見られるため、自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を進める必要がある。</p>	
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	<p>ア 1店舗あたりの費用 【個室ビデオ・インターネットカフェ・テレフォンクラブ】 ○自動火災報知設備の改修 約2,104,000円程度 ○蓄光式誘導標識の新規設置 約66,000～100,000円程度 【カラオケボックス】 ○自動火災報知設備の改修 約1,093,000円程度 ○蓄光式誘導標識の新規設置 約66,000～100,000円程度 イ 全国ベースでの費用 【個室ビデオ・インターネットカフェ・テレフォンクラブ】 ○自動火災報知設備の改修費用 15億4,430万円 ○蓄光式誘導標識の設置費用 4,800万円～7,340万円 【カラオケボックス】 ○自動火災報知設備の改修費用 45億2,070万円 ○蓄光式誘導標識の設置費用 2億7,240万～4億1,270万円</p>	—
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 平成10年度～平成19年度までの個室ビデオ店等における火災事例を分析すると、全国で336件の火災が発生しており、10名の死者及び89名の負傷者並びに少なくとも10億2,754万円以上の物的損害が生じている。今回、煙感知器の設置、ヘッドホン等を利用するサービスに対応した火災警報システムの導入等を義務付けることにより、これらの火災による被害の拡大を防止、特に何ものにも代え難い利用者の生命及び身体への損害を軽減することができる。</p>	—

	<p>【行政便益】 個室ビデオ店等において、利用者の避難が速やかに行われることが期待できるため、火災発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されることとなる。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p>	<p>火災実験等の結果を踏まえれば、煙感知器を設置し、火災警報システムにより早期に火災発生を利用者に伝えて避難時間を確保した上で、煙の影響を受けにくい下方に誘導灯・誘導標識等を設置することによって避難を支援することが火災時に利用者の生命及び身体を保護するために不可欠であると考えられる。</p> <p>また、今回の規制改正に伴う防火対象物の関係者の負担は、設備の導入時に限られており恒常的に新たな負担が生ずるものではないことや、過去10年間に亘って断続的に個室ビデオ等における火災が発生し、多数の負傷者・物的損害が発生しており、中には平成20年10月の大阪市個室ビデオ火災のようにきわめて限られた焼損面積で多数の死者を出す例も見られることから、これらの施設における防火対策が早急に対応すべきものであると考えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の煙感知器の設置、ヘッドホン等を利用するサービスに対応した火災警報システムの導入等の義務付けに係る規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第93号)及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示(平成21年消防庁告示第21号)が平成21年9月30日に公布された。</p>	

政策の名称	大規模地震に対応した避難誘導システムの義務付け					
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送設備において緊急地震速報を導入する場合の要件を明確化する。 大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備する。 <p>【内容】</p> <p>① 緊急地震速報に係る放送設備の基準について</p> <p>ア 火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係るものを除くこととする。</p> <p>イ 地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものとする。</p> <p>② 誘導灯・誘導標識に係る基準について</p> <p>ア 経過措置により非常電源の容量を60分とする規定が適用されない平成11年10月1日に現に存する防火対象物についても、当該規定を適用する。</p> <p>イ 非常電源の容量を60分とする防火対象物に、令別表第一(10)項に掲げる防火対象物で、乗降場が地階にあるもの(地下駅舎)のうち、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものを加える。</p> <p>ウ 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合は、非常電源の容量を誘導灯が20分間作動できる容量でよいこととする。</p> <p>エ ウの場合の蓄光式誘導標識の設置基準を定める。</p> <p>【必要性】</p> <p>放送設備を用いて緊急地震速報に係る放送を行うことができれば、停電時も非常電源(蓄電池設備)による放送が可能となり、また全館への一斉放送も容易に実施できるが、現行の放送設備に係る基準は火災を想定したものとなっており、緊急地震速報の受信機器等の接続等は想定されていない。</p> <p>大規模地震の際に、安全のため屋外等への避難を行う場合、大規模高層の防火対象物等においては、避難を完了するまでに相当の時間を要することが想定されるが、誘導灯を含めた消防用設備等の基準については防火対象物全体の長時間に及ぶ避難への対応は必ずしも想定されていない。</p> <p>一方で、平成11年自治省令第5号による消防法施行規則の改正により、60分間作動できる容量の非常電源を保持することが必要とされた既存の防火対象物については、経過的に従前どおりとされたが、防火対象物の関係者が独自の対策として、既に新基準に適合する誘導灯を整備している例も多数存在しており、大規模地震の発生切迫性が指摘され続けていることも踏まえ、経過措置を廃し、新基準の普及を図る状況にある。</p> <p>以上のようなことから、大規模・高層の防火対象物等においては、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要である。</p> <table border="1" data-bbox="435 1507 1449 1574"> <tr> <td data-bbox="435 1507 770 1574">法令の名称・関連条項とその内容</td> <td data-bbox="778 1507 1449 1574">消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2・第28条の3</td> </tr> </table>		法令の名称・関連条項とその内容	消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2・第28条の3		
法令の名称・関連条項とその内容	消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2・第28条の3					
想定される代替案	特になし					
規制の費用	<table border="1" data-bbox="435 1608 1241 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1608 770 1641">費用の要素</th> <th data-bbox="778 1608 1241 1641">代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1641 770 2056"> ○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある新築の防火対象物 今回の規制の改正によって、誘導灯の設置者に新たに義務として費用が発生することはない。 ○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある既存の防火対象物 ① 通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 6,396,100円(うち工事費173,500円) ② 通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に、長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 9,836,600円(うち工事費105,000円) ○ 地下駅舎 </td> <td data-bbox="778 1641 1241 2056">—</td> </tr> </tbody> </table>	費用の要素	代替案	○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある新築の防火対象物 今回の規制の改正によって、誘導灯の設置者に新たに義務として費用が発生することはない。 ○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある既存の防火対象物 ① 通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 6,396,100円(うち工事費173,500円) ② 通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に、長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 9,836,600円(うち工事費105,000円) ○ 地下駅舎	—	
費用の要素	代替案					
○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある新築の防火対象物 今回の規制の改正によって、誘導灯の設置者に新たに義務として費用が発生することはない。 ○ 非常電源の容量について、誘導灯を有効に60分間以上作動できる容量を確保する必要のある既存の防火対象物 ① 通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 6,396,100円(うち工事費173,500円) ② 通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に、長時間定格型誘導灯を設置した場合 設置費用 9,836,600円(うち工事費105,000円) ○ 地下駅舎	—					

	<p>① 地下2階に乗降場を有する1線乗り入れの駅に通路誘導灯部分に蓄光式誘導標識を、避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置する場合 設置費用 3,150,000～3,900,000円程度</p> <p>② 地下2階に乗降場を有する1線乗り入れの駅の通路誘導灯及び避難口誘導灯部分に長時間定格型誘導灯を設置する場合 設置費用 3,710,000円程度</p>	
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 緊急地震速報を放送設備を用いて全館に直ちに放送することができれば、前もって揺れを身構え、机の下に避難する等の回避行動も容易となり防火対象物の利用者にとってメリットがある。</p> <p>また、避難中に誘導灯の非常電源が枯渇した場合、大量の避難者が集中する階段や通路において、パニックや二次的な事故を誘発し、負傷者等が発生するなど深刻な事態を招く可能性があり、東京都による首都直下地震のシミュレーション（平成18年5月）によれば、都内の主要な地下街において、滞留者が階段に殺到し、すべての地下街において負傷者が発生すると想定している。当該想定では、滞留者は、61,360人に上り、死者2名、負傷者61名が発生するとしている。</p> <p>今回の改正により、地下駅舎及び平成11年以前に建築された大規模ビルや地下街における地震発生時の滞留者による人的被害を一定程度減少することができると思われる。</p>	—
	<p>【行政便益】 本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特になし。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>近年、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているほか、「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築建造物の耐震性向上に関する共同提言」（2006年社団法人土木学会・社団法人日本建築学会）においても、「巨大地震の発生に伴い（中略）全館避難が必要となることが想定される」としており、長時間の避難を前提とした避難誘導システムの導入は社会的な責務と捉えることができる。また、地下駅舎及び平成11年以前に着工された建築物についても、巨大地震発生時の避難の必要性は変わらないのであり、一定の費用負担を考慮しても、早急に長時間の避難を前提とした避難誘導システムを導入すべきであると考えられる。</p> <p>なお、今回新たな義務づけの対象となる施設においては、防火対象物の関係者が独自の対策として、既に新基準に適合する誘導灯（60分間作動できる容量の非常電源を保持）を整備している例も多数存在することから、関係者の負担も限定的であると考えられる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案すると、求められる社会上の責務と被害の軽減という便益は、費用と比較して大きく、かつ、防火対象物の関係者がその費用を負担することについては、十分な合理性があると考えられるため、今回の規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第93号）、誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示（平成21年消防庁告示第21号）及び非常警報設備の基準の一部を改正する件（平成21年消防庁告示第22号）が平成21年9月30日に公布された。</p>	

政策の名称	小型小売店舗等に係る誘導灯の技術上の基準	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 全国規模の規制改革要望を受けて、コンビニエンスストア等の小型店舗・事業所において、蓄光式誘導標識を設けた場合には、避難口誘導灯・通路誘導灯・誘導標識の設置を免除する。</p> <p>【内容】 誘導灯及び誘導標識の設置を要しないこととされている令第26条の避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものとして、下記を満たす居室を加える。 ア 直接地上に通ずる出入口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。 イ 居室の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、居室の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること。 ウ 燐光等により光を発する誘導標識(蓄光式誘導標識)が、消防庁長官が定めるところにより設けられていること。</p> <p>【必要性】 平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」の一環として募集された全国規模の規制改革要望において、(社)日本フランチャイズチェーン協会から「コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業」について要望があったところであり、避難安全性を確保した上で、環境への意識が高まる中で事業者のニーズに合わせた規制を整備する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法第17条、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	特になし	—
(行政費用)	特になし	—
(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>【遵守便益】 防火対象物の管理者は、蓄光式誘導標識を設置することで、従来必要であった誘導灯に係るランニングコスト(電気代や非常電源用バッテリーの交換等)が不要となり、経済的なメリットがある。具体的には、一店舗あたり、小型誘導灯(蛍光灯、15W)と比較した場合10年間で4万円程度、高輝度誘導灯C級品(冷陰極管、4.8W)と比較した場合10年間で2万円程度のコスト削減効果が見込まれている。 また、地球温暖化防止の観点からもメリットが見込まれ、(社)日本フランチャイズチェーン協会の試算によると、現在国内に存在するコンビニエンスストア42,000店すべてに高輝度蓄光式誘導標識が設置されたと仮定すると年間3,205トンのCO₂削減効果があるとされている。</p>	—
	<p>【行政便益】 本規制の改正に伴う、行政便益の増加は特になし。</p>	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の規制改正により、小型店舗等の関係者に義務として生じる新たなコスト負担はなく、特段の行政費用の増加も見られない。一方で、小型店舗等の関係者にとっては、誘導灯に代えて高輝度蓄光式誘導標識を設置することで、常時点灯するための光熱費や非常電源用バッテリーの交換費用等のランニングコストを省くことができる点でメリットが大きい。また、電気を使用しない蓄光式誘導標識が設置されれば、電気の使用に伴って排出されるCO₂を削減できるため、地球環境の面でもメリットがある。また、直接地上に通ずる出入口を有していることや店舗内の各部分から、避難口を容易に見とおすことができ、当該避難口に至る歩行距離が30メートル以下であること等の条件を設けていることから、防火対象物の利用者の避難安全性を損なうこともないと考えられる。したがって、本改</p>	

	正の内容は費用と便益の比較という観点で考えた場合、妥当である。
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第93号）及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示（平成21年消防庁告示第21号）が平成21年9月30日に公布された。

政策の名称	休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 危険物の貯蔵及び取扱いを休止中の特定屋外タンク貯蔵所等について、休止している旨の確認を市町村長等から受けた場合に新基準への適合期限を延長する等、一部の義務の適用について緩和を認め、規制の合理化を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定屋外タンク貯蔵所（容量1000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所）・準特定屋外タンク貯蔵所（容量500kℓ以上1000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所）等のうち、その所有者等が、現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつその旨の確認を市町村長等から受け、現行の新基準適合期限の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた日から引き続き休止しているものについては、新基準への適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することとする。 ・ 特定屋外タンク貯蔵所について市町村長等が行う保安検査の時期変更に係る事由に「危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと」を追加する。 ・ 市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所については、内部点検の期間を市町村長等が定める期間延長できることとする。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止中の特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所等については、危険物の貯蔵及び取扱いがなされていないものであり、現行の新基準への適合期限までに設備投資を求めて新基準への適合を義務付ける合理性に乏しいと考えられるため。 ・ 特定屋外タンク貯蔵所について市町村長等が行う保安検査の時期変更に係る事由に、休止中であることが含まれることを明らかにするため。 ・ 危険物の貯蔵及び取扱いがなされていない休止中の特定屋外タンク貯蔵所については、危険物の保安確保の観点から支障がなければ、タンク所有者等の負担の軽減が図られるよう内部点検の期間が緩和されても差し支えないと考えられるため。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）附則第7項第1号・第2号 ・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）附則第2項第1号 ・ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の2、第62条の5、第62条の8 ・ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）附則第3条第1号
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
（遵守費用）	特になし	—
（行政費用）	金銭的負担は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	危険物の貯蔵及び取扱いを休止している事実について市町村長等の確認を受けた特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、現行の新基準への適合期限経過後も、休止期間中は新基準に適合するための設備投資費用が不要となる。 市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所について、休止期間中の内部点検に要するコストが不要となる。	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等で現行の新基準適合期限の延長を希望するものが、市町村長等の確認を受けたうえで期限の延長を認められることになり、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。また、市町村長等の確	

	<p>認を要件とすることで、当該特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所において、休止状態が保たれ火災予防上の安全が保持されることの担保が図られる。</p> <p>危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所の所有者等についても、保安の支障がないと認められ内部点検の期間の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>以上の分析から、規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成21年政令第247号）及び危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第98号）が平成21年10月16日に公布された。</p>

政策の名称	電気通信主任技術者の配置要件の見直し	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 電気通信事業者による電気通信役務の安全・信頼性の向上</p> <p>【内容】 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、現在は、業務区域が複数の都道府県にまたがっているかいないかに関わらず、事業用電気通信設備を直接管理する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任しなければならないこととしているが、業務区域が複数の都道府県にまたがるような場合には、原則、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することとする。ただし、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内において複数の都道府県を兼任可能とするなどの措置を講ずることとしている。</p> <p>【必要性】 ネットワークのIP化の進展により、障害が発生した場合の影響が広範囲かつ長時間に及ぶ事案が発生していることから、障害を未然に防ぐための管理体制や迅速な障害対応が可能な体制を整備する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	省令：電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条 告示：電気通信主任技術者選任の範囲を定める件（昭和60年郵政省告示第231号）
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
（遵守費用）	業務区域が複数の都道府県にまたがるような電気通信事業者の場合であって、本改正により課される新たな配置要件を現状において満たしていない電気通信事業者にあつては、新たに電気通信主任技術者資格保有者から電気通信主任技術者を選任する必要があることから、そのためのコストが発生すると考えられるものの、アウトソーシング先の資格者を電気通信主任技術者として選任することが従来より可能であり、また、一定の要件を満たしていれば、地方総合通信局の管轄区域内において複数の都道府県を兼任可能とする措置を講ずることとしており、電気通信事業者にとって必ずしも負担の大きいものではないと考えている。	—
（行政費用）	本改正に伴って、新たな配置要件が課されることとなる電気通信事業者から、新たな配置要件にかかる電気通信主任技術者の選任の届出が出されることとなるため、その処理のための事務的負担は増加するが、新たな金銭的負担は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	本改正によって、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督が強化され、これまで未然に防ぐことができなかった障害を防ぐことや、発生した障害に対してより迅速に対処することが可能となるなど、ネットワークの安全・信頼性のより一層の向上が図られることが期待され、そのメリットを広く国民が享受できることとなると考えられる。	—
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	本改正により一部の電気通信事業者にとっては費用負担が発生することが想定されるものの、障害の未然防止及び障害発生時の迅速な対応が可能な体制を整備するためには必要な措置である。また、国民にとって日常生活に欠くことのできないライフラインである通信の障害発生件数の減少及び障害発生時の復旧時間の短縮によって、通信をより安心・信頼して利用できるようになる。以上により、新たに見込まれる便益の方が、上述の費用よりも大きいと考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価結果を踏まえ、本政策を盛り込んだ電気通信主任技術者規則及び昭和60年郵政省告示第231号（電気通信主任技術者選任の範囲を定める件）の一部を改正する省令及び告示が平成22年2月26日に公布された。	

政策の名称	居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅の消防用設備等の設置の基準		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 共同住宅への居住型福祉施設の入居によって、新たに設置が必要となる消防用設備のうち自動火災報知設備等について、一定の区画を要件として、居住型福祉施設以外への設置を免除する。また、自動火災報知設備等について共同住宅用の消防用設備による代替を認める特定共同住宅等の特例を居住型福祉施設が一部に入居する共同住宅にも適用する。</p> <p>【内容】 共同住宅に居住型福祉施設が入居する場合に、共同住宅部分について新たな消防用設備等の設置が必要とならないよう、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の感知器及び誘導灯の設置を免除するとともに、共同住宅のみに適用されていた特例措置を居住型福祉施設が入居する場合にも適用することとする。</p> <p>【必要性】 共同住宅部分について新たに消防用設備等の設置が義務づけられることについては、共同住宅側に多額の費用負担が生じることで、福祉施設の普及に影響を与えるおそれがあり、より合理的な取扱いができないかとの指摘が出てきた。そこで、小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、平成21年2月に報告書が取りまとめられ、小規模なグループホーム等の居住型福祉施設は、「家具・調度等の可燃物、調理器具・暖房器具等の火気使用、入所者数等も他の一般住戸とほぼ同様の形状」であり、「グループホーム等における入所者の避難安全性が確保されれば、他の一般住戸については、グループホーム等の入居により危険性が高まることはない」とされ、対応策を講じるのが適当とされた。</p>		
	法令の名称・関連条項と その内容	消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第1項第1号、第3号及び第9号並びに同条第2項第2号ハ、第26条第1項ただし書並びに第29条の4第1項	
想定される代替案	特になし		
規制の費用	費用の要素		代替案
	（遵守費用）	特になし	—
	（行政費用）	特になし	—
	（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	便益の要素		代替案
	<p>【遵守便益】 従前、共同住宅に居住型福祉施設が入居した場合、居住型福祉施設以外の部分についても新たに消防用設備の設置・改修が必要とされていたが、今回の省令改正により、居住型福祉施設の開設者にとっては、自らが利用するの部分のみに消防用設備等を設置すれば、共同住宅にも入居が可能となるメリットがある。また、共同住宅の所有者にとっても、居住型福祉施設が入居した場合における消防用設備等の設置費用の負担が大きく軽減されるため、居住型福祉施設の受け入れが容易になると考えられる。</p> <p>一方で、共同住宅の入居者にとっても、共同住宅の部分と居住型福祉施設部分を区画することにより、居住型福祉施設部分の火災が共同住宅部分に延焼しないよう措置が講じられているため、防火安全上の危険性が高まることはない。</p>		—
	<p>【行政便益】 特になし</p>		
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	<p>今回の規制改正により、共同住宅の所有者にとっては、新たな設備の改修等の特段の費用は生じず、従来の共同住宅の入居者にも防火安全上の危険が及ぶことはない。一方で、居住型福祉施設が共同住宅に入居する場合には、入居時の消防用設備の改修費用をはじめとして制度上の障壁が大きく軽減されることとなり、居住型福祉施設の関係者にとっては便益が大きいと考えられる。したがって、費用と便益の比較という観点で考えた場合、本改正の内容は妥当であると考えられる。</p>		

**政策評価の結果の
政策への反映状況**

評価結果を受けて、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）、本規制を盛り込んだ消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第8号）が平成22年2月5日に公布された。

政策の名称	危険物物質の類の変更													
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。 今回、火災危険性（自己反応性）を有する物質であることが確認された2物質について、消防法上の第5類の危険物として追加し、改正に伴い、所有者等に課されることとなる義務について、一定の経過措置を設ける。</p> <p>【内容】 現在、第4類の危険物とされている次の2物質を第5類の危険物として変更する。 (1) 1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン (2) 4-メチレン-2-オキセタン これに伴い、当該2物質を取り扱う施設について、第5類の危険物を取り扱う施設として次のとおり市町村長等から新たに許可を受けなければならない場合がある。 ① 危険物を取扱う施設としての技術上の基準を満たし、新たに許可を受ける必要がある施設（非危険物施設→危険物施設） ② より厳しい技術上の基準に適合する必要がある施設（危険物施設→技術上の基準が強化された危険物施設） なお、新たな基準への適合性を確保するためには大規模な工事を要するなど、所有者等に相当の負担を発生させることとなるものについては、保安の確保の観点から必要な最低限の措置（代替措置）を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。この経過措置では、既存の施設について、当座は①の対応によることになり、②は施設全体の建替え時に規制がかかることとなる。なお、一般的に経過措置期間中の施設の安全性の確保については、消防機関の見回り・指導等により対応される。</p> <p>【必要性】 上記の2物質が自己反応性物質である第5類の危険性の性状を有していることが確認されたため。「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」（平成21年2月）</p>													
	法令の名称・関連条項と その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第36条の4、別表第1第5類の項第10号 ・危険物の規制に関する政令第1条第3項 ・危険物の規制に関する規則第39条第1項 												
想定される代替案	特になし													
規制の費用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 55%;">費用の要素</th> <th style="width: 30%;">代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(遵守費用)</td> <td> <p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。 ・ 各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。 <p>○ 1施設あたり改修に要する費用 （費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定） 非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円 （参考）全国ベースでの費用（本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件） …約6億8,500万円 ※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用（手数料2～4万円程度）がかかる。</p> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(行政費用)</td> <td> <p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。 ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(その他の社会的費用)</td> <td>特になし</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>		費用の要素	代替案	(遵守費用)	<p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。 ・ 各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。 <p>○ 1施設あたり改修に要する費用 （費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定） 非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円 （参考）全国ベースでの費用（本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件） …約6億8,500万円 ※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用（手数料2～4万円程度）がかかる。</p>	—	(行政費用)	<p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。 ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	—	(その他の社会的費用)	特になし	—	
	費用の要素	代替案												
(遵守費用)	<p>遵守に要する費用として考えられるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、最も現実的な想定として、各施設は代替措置をとるものとして試算した。 ・ 各費用の積算は、新しく義務付けられる技術上の基準をこれまで全く満たしていないケースについて行っており、施設の態様によっては必要な費用は試算より少なくなると考えられる。 <p>○ 1施設あたり改修に要する費用 （費用は各施設により異なるが、ここでは本件危険物物質を取り扱っている数の多い一般取扱所を想定） 非危険物施設→危険物施設 …約1,200万円 （参考）全国ベースでの費用（本件危険物物質を取扱う全施設、全国約167件） …約6億8,500万円 ※ これらの費用とは別に、類の変更に伴い、各施設につき、各地方公共団体の条例に定める設置許可申請の費用（手数料2～4万円程度）がかかる。</p>	—												
(行政費用)	<p>各施設において設置許可に係る費用が発生する。 ※ この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。</p>	—												
(その他の社会的費用)	特になし	—												

規制の便益	便益の要素	代替案
	<p>第5類の事故の場合、平成12年に発生した、当時第5類危険物の指定を受けていなかった物質（ヒドロキシルアミン）の爆発事故では、死傷者62人、建物全半壊・一部破壊、その他約10億5千万円の損害が生じた。今回の措置により、危険物の性質に即した規制が課されることで、このような災害が発生した場合に生命身体の危険防止の他、財産の損害（上記例だと10億円程度）の拡大が最小限に抑えられると考えられる。</p> <p>また、危険物の性質に応じた災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減されるものと考えられる。</p>	—
政策評価の結果 （費用と便益の 関係の分析等）	<p>今回、1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン等を危険物第4類から第5類に変更することで、これらの火災による被害の拡大を防止することができる。規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。また、たとえ災害が起きても災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減され、かつ、施設の休業等による当該物質の流通の停止を最小限に抑えることができ、社会的混乱を防止することができると考えられる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである上に、代替措置を設けており、安全性を損なわない範囲で技術上の基準適合にかかる費用は、被害金額を考慮した便益との関係で適切なものと考えられる。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、本規制を盛り込んだ危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成22年政令第16号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第10号）が平成22年2月26日に公布された。</p>	

政策の名称	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について							
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 腐食のおそれが高い一部の地下貯蔵タンクについて、危険物の漏れ防止対策を行うための技術上の基準を強化すると共にその他規制の合理化を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>① 地下貯蔵タンクのうち、特に腐食のおそれの高いもの（主に設置年数が50年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが6.0mm以下のタンク）については危険物の漏れを未然に防止する措置を、腐食のおそれが高いもの（主に設置年数が30年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが4.5mm以下のタンク）については、漏れを未然に防止する措置又は漏れを感知する装置を設置することとする。</p> <p>② 地下貯蔵タンク等について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間を延長することができること、市町村長等が延長期間を定めた場合には漏れ点検の記録の保存期間もこれに応じて延長されることを規定する。</p> <p>③ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックが、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、安全性を図る試験（耐薬品性試験）の基準に適合すれば、当該二重殻タンクで当該危険物の貯蔵及び取扱いを可能とするよう規定する。</p> <p>【必要性】</p> <p>① 腐食による流出事故が年々増加しており、その大半が地下貯蔵タンク等からのものとなっている。地下貯蔵タンク等からの危険物の流出は、その構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念されるため所要の改正を行う。</p> <p>②及び③ 危険物規制の合理化を図るため。</p>							
	法令の名称・関連条項と その内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第10条 ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）附則第2項第1号 ・危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の2、第62条の5、第62条の8 						
想定される代替案	特になし							
規制の費用	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">費用の要素</th> <th style="width: 70%;">代替案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1223 1145 1899"> <p>（遵守費用）</p> <p>①について、地下タンクの流出事故防止対策に係る以下の費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各タンクにかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> 常時監視装置を設置した場合、漏れの点検（手数料：50千円）が設置から25年間免除される（1,250千円負担減）ため、最も現実的な想定として、常時監視装置を設置するものとして計算した。 ・ 腐食のおそれが特に高いタンクの場合、費用は【内面ライニング又は電気防食】1,100千円＋【常時監視装置】500千円＝1,600千円程度であるので、点検免除により差引きすると、350千円程度の負担となる。 ・ 腐食のおそれが高いタンクの場合、費用は【常時監視装置】500千円程度であるので、点検免除により差引きすると、負担はなくなる。 ※ なお、これらの費用とは別に各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分の変更許可申請等の費用（手数料2～4万円程度）や、維持費用【電気防食】52,8円/日及び【常時監視装置】42円/日がかかる。 <p>②及び③については特になし。</p> </td> <td data-bbox="1153 1223 1449 1899">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1899 1145 2054"> <p>（行政費用）</p> <p>① 各施設において設置許可等に係る費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ なお、この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。 <p>②及び③については特段増加しない。</p> </td> <td data-bbox="1153 1899 1449 2054">—</td> </tr> </tbody> </table>	費用の要素	代替案	<p>（遵守費用）</p> <p>①について、地下タンクの流出事故防止対策に係る以下の費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各タンクにかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> 常時監視装置を設置した場合、漏れの点検（手数料：50千円）が設置から25年間免除される（1,250千円負担減）ため、最も現実的な想定として、常時監視装置を設置するものとして計算した。 ・ 腐食のおそれが特に高いタンクの場合、費用は【内面ライニング又は電気防食】1,100千円＋【常時監視装置】500千円＝1,600千円程度であるので、点検免除により差引きすると、350千円程度の負担となる。 ・ 腐食のおそれが高いタンクの場合、費用は【常時監視装置】500千円程度であるので、点検免除により差引きすると、負担はなくなる。 ※ なお、これらの費用とは別に各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分の変更許可申請等の費用（手数料2～4万円程度）や、維持費用【電気防食】52,8円/日及び【常時監視装置】42円/日がかかる。 <p>②及び③については特になし。</p>	—	<p>（行政費用）</p> <p>① 各施設において設置許可等に係る費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ なお、この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。 <p>②及び③については特段増加しない。</p>	—	
費用の要素	代替案							
<p>（遵守費用）</p> <p>①について、地下タンクの流出事故防止対策に係る以下の費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各タンクにかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> 常時監視装置を設置した場合、漏れの点検（手数料：50千円）が設置から25年間免除される（1,250千円負担減）ため、最も現実的な想定として、常時監視装置を設置するものとして計算した。 ・ 腐食のおそれが特に高いタンクの場合、費用は【内面ライニング又は電気防食】1,100千円＋【常時監視装置】500千円＝1,600千円程度であるので、点検免除により差引きすると、350千円程度の負担となる。 ・ 腐食のおそれが高いタンクの場合、費用は【常時監視装置】500千円程度であるので、点検免除により差引きすると、負担はなくなる。 ※ なお、これらの費用とは別に各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分の変更許可申請等の費用（手数料2～4万円程度）や、維持費用【電気防食】52,8円/日及び【常時監視装置】42円/日がかかる。 <p>②及び③については特になし。</p>	—							
<p>（行政費用）</p> <p>① 各施設において設置許可等に係る費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ なお、この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。 <p>②及び③については特段増加しない。</p>	—							

(その他の社会的費用)	特になし	—
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>① 危険物の漏れが防止されることで、災害時の生命身体及び財産への損害(施設の改修費用や休業期間中の営業補償費として、現在年間15件程度の事故で約675,000千円の損害が生じている。1件あたり損害額約45,000千円)の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、流出事故が環境に与える悪影響も抑えることができる。</p> <p>② 市町村長等が、保安上支障がないと認めた休止中の地下タンク貯蔵所等について、休止期間中の漏れ点検に要するコストが不要になる。</p> <p>③ 強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、バイオ燃料等の新エネルギーも貯蔵することが可能となる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案</p> <p style="text-align: center;">—</p>
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>① 今回の改正により、年々増加する地下貯蔵タンクからの流出事故の発生及び被害拡大を防止することができる。また、個々の所有者等にとっては、25年間漏れ点検の義務が免除されるため、一定程度の費用を抑えることができる。また、数値化が難しい指標として、危険物の流出事故により環境に与える悪影響を抑えることができる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、施設に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等がその施設に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられる。</p> <p>② 保安上の支障がないと認められ、漏れ点検の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>③ 多様な危険物を強化プラスチック製二重殻タンクにおいて貯蔵できるようになるため、所有者等にとって利便性が向上すると考えられる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価結果を受けて、今後パブリックコメントの手続きを進めていく予定である。</p>	

政策の名称	電気通信市場の環境変化に対応した制度の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>有線放送電話に関する法律はこれまで電気通信事業法の特別法として存続していたところ、近年、有線放送電話業務を行っている施設数は一貫した減少傾向にあり、新規参入事業者も見込まれない状況にある。また、有線放送電話を導入していた農山漁村等の地域においても、概ね各戸に加入電話が行き渡り、携帯電話等も普及してきている現状にかんがみれば、有線放送電話について、他の電話サービスと比較して特別な規律を継続する意義が失われてきている。</p> <p>さらに、今般、利用者の利益を確保し、同様のサービスには同様の規律を適用するとの観点から、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化が図られるところである。</p> <p>以上の状況変化を踏まえ、有線放送電話業務に対する規制を一般の電気通信業務に対する規制と同一のものとするため、有線放送電話に関する法律を廃止することとする。</p> <p>なお、既存の有線放送電話業者については、</p> <p>ア 零細事業者が大宗を占めることから、電気通信事業法の規律が求める技術基準等を新たに満たすためのコストが大きな負担になり、業務を継続することが困難となるおそれがあること</p> <p>イ その結果、平成20年度末時点においても約33万人存在する有線放送電話の利用者がサービスそのものの提供を受けられなくなり、利用者の利益を損なうおそれがあること</p> <p>が想定されるため、有線放送電話に関する法律の廃止後も従前の例により業務が行えるよう経過措置を設ける。</p> <p>なお、このほか、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者については、当該第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、収支の状況等を公表する規定を置くこととしている。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号） 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	代替案
（遵守費用）	有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者において特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。	—
（行政費用）	特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。	—
（その他の社会的費用）	特になし	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	新規参入事業者が見込まれない状況にある有線放送電話に関する法律を廃止することは合理的であり、また、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。	—
政策評価の結果 （費用と便益の 関係の分析等）	<p>有線放送電話に関する法律を廃止し、制度の整理・合理化が図られる一方で、現に有線放送電話業務の許可を受けている者に対しては、「なお従前の例による」との経過措置を設けることから、特段の金銭的負担及び事務的負担は発生しない。さらに、当該経過措置により、現に有線放送電話業務の許可を受けている者の提供するサービスについて、利用者の利益が確保できる。</p> <p>以上のことから、本政策は適切であると考えられる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を平成22年3月5日に国会に提出した。	

政策の名称	電波をより自由にかつ安心して利用できる環境の整備	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的及び必要性】 通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、今般、関連する法体系を抜本的に見直すこととしたところである。特に電波分野については、通信及び放送の相互参入の可能性が高まっている。また、家電、交通、医療等様々な分野において、電波の利用により新たな製品・サービスが登場してきており、今後電波利用を一層促進することによって、国民の利便性向上や電波を利用した新産業の創出が期待されている。このため、電波を国民がより自由にかつ安心して利用することができるよう、電波制度を見直すこととしたものである。</p> <p>【内容】</p> <p>① 電波利用の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信、放送両用無線局の導入：1つの無線局を通信、放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を整備する。 ・ 無線局の目的の変更制度：無線局の免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。 <p>② 免許不要局の範囲の拡大（空中線電力の上限の見直し） 免許不要局の空中線電力の上限について、0.01ワットと法定されていることを見直し、1ワットとする。</p> <p>③ 携帯電話基地局の免許の包括化 携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合には基地局毎の個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。</p> <p>④ 無線局の定期検査制度の見直し 既存の登録点検事業者制度を拡大して登録検査等事業者制度とし、登録検査等事業者の検査を受けた無線局については、総務大臣による定期検査を省略できることとする。</p> <p>⑤ 無線局に係る外資規制の見直し 無線局に係る外資規制の対象とされている特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（固定局）（大使館、公使館又は領事館の公用に供するものを除く。）について外資規制の適用除外とする。</p> <p>⑥ その他、技術の進展等を踏まえて、免許人の負担軽減、電波秩序の維持等のために、以下の措置を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 無線検査簿の備付け義務の廃止：無線検査簿（検査の年月日、結果等を記載した書面）の無線局への備付け義務を廃止する。 ii 技術基準適合命令制度の創設：無線設備が技術基準に違反している場合、その内容に応じ、より適切な監督を図るため、総務大臣が免許人等に対し当該無線設備を技術基準に適合させるよう命ずることを可能とする。 iii 廃止した無線局による電波発射の防止：無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、空中線の撤去以外の措置として、たとえば電源の除去等、電波の誤発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととする。 iv 技術基準適合証明を受けた者等の名称、住所等の変更届出制度：技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）（例：メーカー）について、その名称、住所等に変更が生じた場合、総務大臣に届け出なければならないこととする。 	
法令の名称・関連条項とその内容	別紙のとおり	
想定される代替案	特になし	
規制の費用 (遵守費用)	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>① 新たな遵守費用は発生しない。 ② 新たな遵守費用は発生しない。 ③ 新たな遵守費用は発生しない。 ④ 登録検査等事業者の登録に際しては、登録免許税法に基づき、登録1件につき、9万円の登録免許税が課される。 ⑤ 新たな遵守費用は発生しない。 ⑥ その他</p>	<p style="text-align: center;">代替案</p> <p style="text-align: center;">—</p>

	<ul style="list-style-type: none"> i 新たな遵守費用は発生しない。 ii 新たな遵守費用は発生しない。 iii 新たな遵守費用は発生しない。 iv 変更届出に係る軽微な負担が発生する。 	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ① 総務大臣に対して新制度に係る申請があった場合には、当該申請の審査を行うための負担が発生する。 ② 新たな行政費用は発生しない。 ③ 新たな行政費用は発生しない。 ④ 登録申請等の受理等に係る軽微な負担が発生する。 ⑤ 新たな行政費用は発生しない。 ⑥ その他 <ul style="list-style-type: none"> i 新たな行政費用は発生しない。 ii 総務大臣が技術基準適合命令を発出する場合は、そのための軽微な負担が発生する。 iii 新たな行政費用は発生しない。 iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者からの変更届出の受理に係る軽微な負担が発生する。 	—
(その他の社会的費用)	①～⑥特段想定されるものはない。	—
規制の便益	便益の要素	代替案
	<ul style="list-style-type: none"> ① 今後想定される以下のようなニーズに対応することが可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供するニーズ ・ 放送事業者が、放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行うニーズ ・ 電気通信事業者が、ブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行うニーズ ② 免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待される。 ③ 携帯電話基地局等を対象とした包括免許制度を導入することにより、当該基地局等の免許人である携帯電話事業者等は、一度包括免許を受ければ、個別の免許審査を経ることなく当該基地局等を開設することが可能となり、現在個別免許の申請から免許付与までに要している期間や申請事務が省力化される。その結果、当該事業者等は、迅速に当該基地局等を開設することが可能となり、また、それに伴い当該基地局等を用いた新たなサービスの開始が早まり、当該サービスを受ける利用者にも便益をもたらすことになる。 ④ 登録検査等事業者が新たに判定も含めた検査を実施できることとすることにより、民間活力の活用範囲を拡大することになる。 ⑤ 固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることができるようになり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資する。 ⑥ その他 <ul style="list-style-type: none"> i 免許人の負担が軽減される。 ii 無線局の無線設備が技術基準に違反している場合に、現行の電波の発射停止命令、無線局の運用停止命令に加えて、免許人等に対して当該無線設備を技術基準に適合させるよう必要な措置を命ずることが可能になる。これにより、総務大臣は無線局の 	—

	<p>免許人等に対して、違反の態様に応じてより適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られる。</p> <p>iii 空中線と無線設備本体（送・受信装置）が一体となっている無線局が、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射されること等を防止することが可能となる。</p> <p>iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者の名称、住所等の変更を総務大臣に届け出なければならないこととするにより、公示制度等の適正な運用が可能となる。</p>	
<p>政策評価の結果 （費用と便益の関 係の分析等）</p>	<p>① 電波利用を柔軟化した場合、新制度の手續に係る申請に伴う事務負担が発生するものの、一の人工衛星の無線局で電気通信業務と放送の双方を提供する、放送事業者が放送用の無線局で、一定の時間及び一定の帯域において放送の公共的役割を損なわない範囲で、特定の携帯端末や電子看板への送信を行う、電気通信事業者がブロードバンド化された電気通信業務用の無線局で放送の業務を行う、といったニーズに対応し、新サービスの登場及び電波のより能率的な利用を促進することが可能となるため、今回の制度の改正は適切であると考えます。</p> <p>② 新たな費用を発生させずに、免許を受けることなく開設することが可能な無線局の範囲が拡大することにより、新たな無線システムの実現や性能の向上が期待されるものであり、今回の制度の改正は適切であると考えます。</p> <p>③ 新たな費用を発生させずに、個別免許のために要している期間や申請事務を省力化することにより、基地局等の迅速な開設、サービス開始の迅速化が図られることから、今回の制度の対象拡大は適切であると考えます。</p> <p>④ 登録点検事業者制度を拡大することにより、検査等事業者に係る登録の申請に伴う登録免許税の負担及び軽微な事務負担が発生するものの、検査について民間活力の活用範囲を拡大することになるため、今回の制度の拡大は適切であると考えます。</p> <p>⑤ 新たな費用を発生させずに、固定局を開設している電力会社、ガス会社等の外資比率が3分の1を超えた場合でも、引き続き免許人として運用し続けることが可能になり、外国人等の経済・社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた外国資本参加の自由化等にも資するため、今回の制度の改正は適切であると考えます。</p> <p>⑥ その他</p> <p>i 無線検査簿の備付け義務を廃止した場合、新たな費用を発生させずに免許人の負担が軽減されるため、今回の改正は適切であると考えます。</p> <p>ii 技術基準適合命令を発出することによる軽微な負担が発生するものの、当該命令により、技術基準に違反している無線設備に対して適切な監督を行うことが可能となり、電波秩序の維持や人の生命・身体の安全が図られることから、今回の制度の創設は適切であると考えます。</p> <p>iii 新たな費用を発生させることなく、空中線が撤去されずに廃棄され、廃棄場などにおいて衝撃等を受けて電波が誤発射される等、廃止された無線局による電波発射を防止することができるようになるため、今回の改正は適切であると考えます。</p> <p>iv 技術基準適合証明を受けた者及び認証取扱業者が名称、住所等を変更した場合の変更届出の処理に係る軽微な負担が発生するものの、公示制度等の適正な運用を図るために必要であるため、今回の届出の義務化は適切であると考えます。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を平成22年3月5日に国会に提出した。</p>	

関連条項（別紙）

規制内容	電波法（改正前）	電波法（改正後）
①電波利用の柔軟化		
通信・放送両用無線局関係 無線局の目的の変更関係	—	第6条、第7条、第14条
無線局の目的の変更 特定無線局の目的の変更	第16条の2 —	第9条、第17条 第27条の8
②免許不要局の範囲の拡大	第4条第3号	同左
③包括免許制度の対象の拡大		
包括免許制度の対象の拡大 包括免許に係る基地局等の運用開始の期日等の届出 包括免許に係る基地局等の新規開設禁止命令	第27条の2 — —	同左 第27条の6第3項 第76条第2項
④無線局の定期検査制度の見直し		
登録検査等事業者の登録 登録検査等事業者による検査	第24条の2 第73条第3項	同左 同左
⑤無線局に係る外資規制の見直し	第5条第2項	同左
⑥その他		
i 無線局検査簿の備付け義務の廃止	第60条	—
ii 技術基準適合命令の創設	—	第71条の5
iii 廃止した無線局による電波発射の防止	—	第78条
iv 技術基準適合証明を受けた者及び工事設計認証を受けた者（認証取扱業者）の名称、住所等の変更届出制度	第38条の6、第38条の24、 第38条の29、第38条の30、 第38条の31	同左

政策の名称	デジタル化の進展に伴う通信・放送分野の規律の整理・合理化
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 規制改正の目的 通信・放送分野の現行の法体系は、「電波法」（昭和25年法律第131号）と「放送法」（昭和25年法律第132号）が制定されて以来、新たな技術やサービスに対応して法律を追加・整備してきた結果、放送関連で4本、電気通信事業関連で2本の法律で構成されている。しかし、今般、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現するとともに、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行する。</p> <p>(2) 規制改正の内容及び必要性</p> <p>① 放送の参入規律 現在の我が国の放送法制における放送としては、a. 放送法上の「放送」、b. 有線テレビジョン放送法上の「有線テレビジョン放送」、c. 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の「有線ラジオ放送」及びd. 電気通信役務利用放送法上の「電気通信役務利用放送」がある。新たな放送法は、これら4つの法律を「放送法」のもとに統合した上で、</p> <p>1) aの「放送」については、「基幹放送」とし、このうち、地上放送については、現行の放送法において、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を同一の者が行うこと（ハード・ソフト一致）が前提とされているが、新たな放送法では、ハード・ソフト一致に加え、新たな事業形態（ハード・ソフト分離）を認め、一致か分離かを事業者において選択可能とすることにより、事業者独自の創意工夫による経営の柔軟化が可能となる環境を整備するものである。参入規律については、引き続きハード・ソフト一致を希望する事業者については、従来どおり電波法の無線局免許のみによる参入（特定地上基幹放送事業者）の手続を存続させるとともに、新たにハード・ソフト分離を希望する事業者については、ハードについての電波法の無線局免許とソフトについての放送法の認定による参入手続を導入する。なお、ソフト事業者の認定の審査は、従来のハード・ソフト一致の事業者の免許の審査事項のうち、ソフトに関係する事項について行う。「基幹放送」のうち、衛星放送などの受委託放送については、現行の放送法においてハード事業者とソフト事業者を同一の者が兼ねることができない、いわゆるハード・ソフト分離の制度である。新たな放送法制ではこれを改め、基幹放送局提供事業者（新たな放送法におけるハード事業者）が認定基幹放送事業者（新たな放送法におけるソフト事業者）を兼ねることを許容することとする。このため、ハード事業者がソフト事業者等を兼ねる場合には、自身が行う放送の業務と他のソフト事業者が行う放送の業務が競合するため、ハード事業者が、他のソフト事業者向けの役務の提供条件を自己向けの使用条件と比して不利なものとしないう、ハード事業者に対して会計整理及びその公表を義務付けることとする。</p> <p>2) b、c、及びdの放送については、新たな放送法では区別することなく「一般放送」とする。その参入手続については、原則登録とする（登録一般放送事業者）。例外として、cの有線ラジオ放送等については、現行法のまま届出とする。</p> <p>3) 基幹放送事業者（基幹放送を行う事業者）、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、その参入手続において設備の安全・信頼性を確保するための技術基準適合性が求められ、また、参入後もその適合性維持義務が導入される。</p> <p>② 重大事故の報告義務 設備に起因する放送の停止等の重大な事故が実際に発生した場合には、その事後の規律として、行政がその実態を把握する必要があるため、新たな放送法においては、1)災害時には被害の状況を放送事業者に報告させることで、把握し、復旧や再発防止を放送事業者に促す、2)技術基準が遵守されていない場合には、設備の改善を命ずる、等、重大事故の報告義務に係る規定を整備することにより、重大事故の実態を把握することを担保する。</p> <p>③ 有料放送事業者等に対する提供条件の説明義務等の新設 新たな放送法では、有料放送役務に関し、有料放送事業者、有料放送管理者及び契約代理店に対して、提供条件の受信者への事前説明義務を課すとともに、有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対して受信者からの苦情等を適切かつ迅速に処理する義務を課し、有料放送事業者に対して事業の休</p>

	<p>廃止に係る受信者への事前告知義務を課す。業務改善命令が出た場合に命令に従わないときは、罰則が適用される。</p>	
	<p>法令の名称・関連条項と その内容</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>特になし</p>	
<p>規制の費用</p>	<p>費用の要素</p>	<p>代替案</p>
<p>(遵守費用)</p>	<p>① 放送の参入規律 1) 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる。ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課されるが、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、新たな金銭的負担は発生しない。 2) 基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生する。 3) 基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある。具体的には、設備の冗長性の確保や故障の迅速な検知等が求められる。このため、個々の放送事業者において設備の改修等の費用が発生することは考えられるが、対象となる設備を一定規模以上の主要な設備とするよう総務省令で規定する予定であり、新たに発生する金銭的負担は限定的と考えられる。 ② 重大事故の報告について、当該事故が発生した場合には、総務大臣に報告するための事務的負担が発生するが、新たな遵守費用は発生しない。 ③ 説明義務の詳細は今後省令で定まる予定であるが、過度な負担にならないようにするものとする。</p>	<p>—</p>
<p>(行政費用)</p>	<p>① 総務大臣に対し、免許、認定又は登録の申請があった場合は、当該申請に対する審査を行うための事務的負担が発生するが、現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、改めて登録を行う必要がない旨の経過措置を行うため、登録制度へ統合することに伴う事務的負担は発生しない。また、現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を行うため、ハード・ソフト分離の制度を新設することに伴う事務的負担は発生しない。 ② 重大事故の報告を受けた場合について、若干の事務的負担が発生するものの、金銭的負担は発生しない。 ③ 特段の金銭的負担は発生しない。</p>	<p>—</p>
<p>(その他の社会的費用)</p>	<p>特段想定されるものはない。</p>	<p>—</p>
<p>規制の便益</p>	<p>便益の要素</p>	<p>代替案</p>

	<p>① 放送の参入規律の見直しを行うことは、事業者が放送の業務に参入しやすくなり、多様な番組が提供されることにより放送の健全な発達や国民の利益が確保されることとなる。また、地上放送についてハード・ソフト分離の制度を導入することにより、複数の放送事業者が、共同でハード会社を設立し、スケールメリットを享受してハードにかかる費用を軽減でき、事業者の経営の選択肢を拡大する。さらに、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合に、当該ハード事業者に対して会計の整理・公表義務及び提供条件改善命令に従う義務を課すことにより、ハード事業とソフト事業の関係の適正化が実現されることとなる。また、放送事業者に対し設備の維持義務を課すことにより、国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。</p> <p>② 放送事業者に対し、重大事故の報告義務を課すことにより、設備の維持について意識を高めさせ、それにより設備が適正に維持され国民に必需の情報を確実に送ることができ、放送の公共的役割を十分に発揮させることが可能となる。</p> <p>③ 有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことにより、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境が整備される。</p>	—
<p>政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）</p>	<p>① 一般放送の業務を行う一般放送事業者の登録に関し、登録免許税法に基づき、登録件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の有テレ法や役務法の参入手続を行った者については、新たな金銭的負担が発生しないように経過措置を講ずる）、ハード・ソフト一致の放送事業者の免許については、免許件数1件につき、150,000円、ハード・ソフト分離の放送事業者の認定については、認定件数1件につき、90,000円の登録免許税が課され（現行の電波法により放送用の無線局免許を取得した者については、新たな電波法において改めて放送用の無線局免許を取得する必要はない旨の経過措置を講ずる）、基幹放送局提供事業者（ハード事業者）が認定基幹放送事業者（ソフト事業者）又は特定地上基幹放送事業者（地上基幹放送におけるハード・ソフト一致事業者）を兼ねる場合には、基幹放送局提供事業者に会計の整理・公表をするための事務的負担が発生し、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び登録一般放送事業者は、設備の損壊又は故障により放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにするため、技術基準に適合するよう設備を維持する必要がある（新たに発生する金銭的負担は限定的）ものの、デジタル化、ブロードバンド化の進展に対応し、世界最先端の通信・放送サービスを実現でき、また、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、規律の整理・合理化を図り、簡素な法体系に移行することとしているので、事業者及び国民にとっても分かりやすい制度であるとともに、放送の健全な発達や受信者の利益が確保されるものであることから、適切であると考えます。</p> <p>② 放送事業者に対し重大事故の報告義務を課すことは、事務的負担が発生するものの、国民に必需の情報を確実に送ることを確保するために必要なものであり、放送の公共的な役割を発揮させる上で、適切であると考えます。</p> <p>③ 有料放送事業者等に対し有料放送役務の提供条件の説明義務等を課すことは、新たな事務的負担が発生するものの、ユーザーが有料放送役務の提供条件を十分に理解し、当該役務を安心して利用できる環境の整備に不可欠なものであることから、適切であると考えます。</p>	
<p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p>	<p>評価結果を受けて、本政策を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を平成22年3月5日に国会に提出した。</p>	

法令の名称・関連条項（別紙）

規制内容	改正前 (旧法律名)	新放送法
①放送の参入規律		
基幹放送の業務の認定 一般放送の業務の登録 (一般放送の届出)	第52条の13 役務法第3条 有テレ法第12条 有ラ法第3条	第93条 第126条 第133条 第133条
基幹放送局提供事業者に対する会計の整理・公表義務	—	第119条
放送事業者に対する放送の技術基準		
基幹放送事業者		
認定要件（技術的能力）の追加	第52条の13第1項第2号	第93条第1項第2号
認定要件（技術基準の適合）の追加	—	第93条第1項第3号
設備の維持義務	—	第111条
基幹放送局提供事業者		
設備の維持義務	—	第121条
一般放送事業者（登録）		
設備の維持義務	役務法第11条	第136条
②放送事業者に対する放送の重大事故の報告義務		
基幹放送事業者		
重大事故の報告義務	—	第113条
設備の改善命令	—	第114条
設備に関する報告及び検査	—	第115条
基幹放送局提供事業者		
重大事故の報告義務	—	第122条
設備の改善命令	—	第123条
設備に関する報告及び検査	—	第124条
一般放送事業者（登録）		
重大事故の報告義務	—	第137条
設備の改善命令	—	第138条
設備に関する報告及び検査	—	第139条
③有料放送事業者に対する提供条件の説明義務等の新設		
契約約款の届出への緩和	第52条の4	第147条
休業止の周知	—	第149条
提供条件の説明	—	第150条
苦情処理義務	—	第151条
有料放送事業者等に対する業務改善命令	—	第156条第2項
有料放送事業者等に対する違反の是正措置命令	—	第156条第3項

※ 有テレ法（有線テレビジョン放送法）
有ラ法（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律）
役務法（電気通信役務利用放送法）